



® 平成 30 年 4 月 16 日 (月)
No. 14669 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効審決 (不成立) 取消訴訟

(「鋼の連続铸造用モールドパウダー」発明 (特許第4725133号) の
特許請求の範囲の記載要件 (サポート要件) 違反事件) [上] (全2回)

—平成28年 (行ケ) 第10215号、平成29年10月26日判決言渡—

本件は、原告による特許 (特許第4725133号) 無効審判において、「訂正明細書及び訂正後の請求項 (1~2) について訂正することを認め、特許請求の範囲の記載要件 (サポート要件) 違反を主張する取消事由1に関し、本件審判の請求は成り立たない。」とした審決の審決取消訴訟で、特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であることを明らかにすべきところ、モールドパウダーが (1) 式及び (2) 式を満たす組成であることによるのか否かは不明であり、又、本件発明の内容を示すモデル実験では実際の連続铸造時におけるモールドパウダーの剥離の状況を反映した結果が得られているとは認められないとして、特許法36条6項1号所定のサポート要件に適合するものということは



杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

創業1923年

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作	塚中 哲雄	澤田 達也	富田 和幸	下地 健一	大倉 昭人	粟野 晴夫	河合 隆慶
鈴木 治	福尾 誠	齋藤 恭一	池田 浩	吉田 憲悟	山口 雄輔	中山 健一	村松 由布子
寺嶋 勇太	結城 仁美	川原 敬祐	岡野 大和	前田 勇人	坪内 伸	甲原 秀俊	太田 昌宏
吉澤 雄郎	小松 靖之	伊藤 怜愛	片岡 憲一郎	田中 達也	高橋 林太郎	福井 敏夫	酒匂 健吾
柿沼 公二	神 紘一郎	坂本 晃太郎	西尾 隆弘	石川 雅章	永久保 宅哉	色部 暁義	田浦 弘達
門田 尚也	加藤 正樹	朴 瑛哲	真能 清志	石井 裕充	藤本 一	鈴木 俊樹	内海 一成
市枝 信之	君塚 絵美	阿部 拓郎	井上 高雄	辻 啓太	塩川 未久	橋本 大佑	鈴木 麻菜美
大島 かおり	田中 睦美	宮谷 昂佑	廣 昇	鈴木 裕貴	Stephen Scott	水間 章子	貴志 浩充

所員181名うち弁理士65名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

できないと判示して、これに反する審決が取り消された事例である。

第1 裁判所の判断について

1 認定事実

(1) 本件発明は、判決中 第2 事案の概要中の2 (判決第2の2) 本件発明の要旨記載のとおりであるところ、本件明細書には、以下の記載があることを認定した。

ア 背景技術 (具体的な記載を省略)

イ 発明が解決しようとする課題 (具体的な記載を省略)

ウ 課題を解決するための手段 (具体的な記載を省略)

エ 発明の効果 (具体的な記載を省略)

オ 発明を実施するための最良の形態

【実施例1】 (具体的な記載を省略)

(2) 判決第2の2の本件発明の要旨の認定及び本件明細書の記載によると、本件発明は、以下のとおりであると認められる。

高速連続鋳造において、鋳造速度が大きくなると、凝固シェル厚みが薄くなり、これに伴って、バルジングが大きくなることから、バルジング性湯面変動が発生し、モールドパウダーの巻き込みが発生する原因となっている。鋳片表面にモールドパウダーが付着していない方が二次冷却における冷却効率が良く、凝固シェル厚みが厚くなるので、バルジング性湯面変動を抑制するには、鋳片からの剥離性の良いモールドパウダーが望ましい。

そこで、本件発明は、二次冷却帯における鋳片の冷却能を高めることを可能とする、鋳片表面からの剥離性に優れる、鋼の連続鋳造用モールドパウダーを提供することを、その目的とするものである。

2 取消事由1 (サポート要件についての判断の誤り) について

(1) 特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、明細書のサポート要件の存在は、特許権者が証明責任を負うと解するのが相当である (当庁平成17年 (行ケ) 第10042号同年11月11日特別部判決・判例タイムズ1192号164頁参照) と判示した。

(2) 特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比すると、前記1 (1) ウの【0010】及び【0011】における第1の発明についての記載は、請求項1の記載と一致する。また、同【0012】の記載のうち、「前記モールドパウダー・・・特徴とする」という部分は、請求項2において、本件発明1をさらに特定する事項の記載と一致する。

(3) ア 前記1 (1) イのとおり、本件発明の課題は、二次冷却帯における鋳片の冷却能を高めることを可能とする、鋳片表面からの剥離性に優れる、鋼の連続鋳造用モールドパウダーを提供することである (【0009】)。

イ 前記(2)のとおり、本件明細書の発明の詳細な説明【0010】、【0011】及び【0012】には、課題を解決する手段として、「第1の発明」及び「第2の発明」のモールドパウダー、すなわち、本件発明が記載され、また、前記1 (1) オのとおり、剥離性の試験結果を示した図1及び図2に基づき、請求項1に記載された式(1)及び(2)を満たすモールドパウダーが、剥離性に優れることが分かったとされている (同【0018】～【0024】)。